

平成30年10月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

#### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

10月3日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の存否を答えることが本当に法5条6号に定める不開示情報を開示することとなるかどうか不明である」旨主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考えます。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

東京高裁が作成又は取得した、東京高裁所属の裁判官のツイート内容を印刷した文書

##### (2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、9月5日付けで不開示（申出に係る文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号ニに相当）を開示することと

なるので、その文書の存否を答えることはできない。)の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書である「裁判官のツイート内容を印刷した文書」は、裁判官の私的領域における言動についての文書であるところ、そのような文書を作成・取得する目的や方法等は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、裁判官という自己の身分を明らかにした上での私的領域における言動については、その内容次第では裁判所又は裁判官の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。

そのような性質を有する文書の存否を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある(法第5条第6号ニ)。

よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。